# 「スク・マム」着ぐるみ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「スク・マム」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（着ぐるみの貸出し）

第２条　市は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

２　前項に規定する貸出の期間は、貸出日から返却日までを含めて７日以内とする。ただし、返却日が市の休日に当たる場合には、同日以後の市の休日でない最初の日を返却の日とする。

３　第１項の貸出回数は、１団体１月につき１回までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの申請）

第３条　着ぐるみの借受けを希望する者は、あらかじめ、着ぐるみ貸出承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、本市の着ぐるみ所管部署以外の部署（以下「部署等」という）からの借受けに関しては、着ぐるみ貸出承認申請書（様式第２号）に必要な書類を添付して、所管部署に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の申請書は、借受けしようとする日の３月前の日（その日が熊谷市の休日を定める条例（平成１７年条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その前日以前の市の休日でない最初の日）から借受日の３日（市の休日を除く。）前の日までの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの承認等）

第４条　市長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認する。

⑴　熊谷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

⑵　着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

⑶　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

⑷　特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

⑸　その他、市長が着ぐるみの貸出しについて不適当であると認めるとき。

２　前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書（様式第３号）をもって行い、不承認は、着ぐるみ貸出不承認書（様式第４号）をもって行う。ただし、本市の部署等の申請に関する承認は、着ぐるみ貸出承認書（様式第５号）をもって行い、不承認は、着ぐるみ貸

出不承認書（様式第６号）をもって行う。

（使用料）

第５条　着ぐるみの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第６条　借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　承認された用途のみに使用すること。

⑵　貸出期間を遵守すること。

⑶　着ぐるみ返却時には、着ぐるみ貸出報告書（様式第７号）を提出すること。ただし、本市の部署等の返却時には、着ぐるみ貸出報告書（様式第８号）を提出すること。

⑷　その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消し）

第７条　借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

２　市長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第８条　借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、着ぐるみの補修等を求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

（市の免責）

第９条　着ぐるみの貸出しにより、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年９月１日から施行する。